

平成29年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕	①29.8.8(火)～8.11(金) ④29.10.29(日)～11.1(水) ②29.8.31(木)～9.3(日) ⑤29.11.7(火)～11.10(金) ③29.9.19(火)～9.22(金) ⑥29.11.27(月)～11.30(木) ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	29.4.3(月) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕	①29.11.2(木)～11.6(月) ⑤29.12.12(火)～12.16(土) ②29.11.14(火)～11.18(土) ⑥29.12.20(水)～12.24(日) ③29.11.19(日)～11.23(木) ⑦30.1.8(月)～1.12(金) ④29.12.1(金)～12.5(火) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース 29.10.3(火)～10.5(木) (2) 人事管理コース 29.6.14(水)～6.16(金)	29.9.1(金) 29.5.12(金) 中央福祉学院まで
4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者、又は平成28年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕	29.9.23(土)～9.27(水)	29.4.3(月) 社会福祉研修 主管部まで
5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修 指導者養成研修課程」	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。指導の手引き（指導マニュアル）の活用方法を学ぶ。各科目の展開・指導方法を修得する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	29.5.27(土)～5.29(月)	29.5.1(月) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成29年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉法人等が経営する施設又は団体に現在勤務している者	2回	3,900人	1年 〔面接授業5日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
2	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 〔面接授業5日〕	①29.11.2(木)～11.6(月) ⑤29.12.12(火)～12.16(土) ②29.11.14(火)～11.18(土) ⑥29.12.20(水)～12.24(日) ③29.11.19(日)～11.23(木) ⑦30.1.8(月)～1.12(金) ④29.12.1(金)～12.5(火) ※公立施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
3	社会福祉士として必要な専門の学術的理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第3条第一号イのいずれかに該当する者	1回	〔第4期〕 560人	9ヵ月 〔面接授業2日×4回〕 〔実習者は実習指導 第1回3日、第2回2日〕	第4期 面接授業は、東京(1回)、大阪(2回)及びロフォス湘南(2回)の5会場。東京・大阪は、すべて土・日・祝日に実施。 日程の詳細は、別途「開催要綱」にて通知する。
4	介護福祉に関する必要な知識や技術を教授し、介護人材を養成すると同時に介護福祉士国家試験の受験資格を取得させる。	介護業務に従事、または従事する予定の者で、介護福祉に関する技能向上や介護福祉士の資格取得を目指す者	1回	884人	4ヵ月～9ヵ月	各実施都市社会福祉協議会にて設定する。
5	社会福祉施設の機能強化推進に必要な専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等であって社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	200人	1年 〔面接授業4日×2回〕	①29.6.17(土)～6.20(火) ②30.2.17(土)～2.20(火)
6	(1) 会計実務講座 社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務の請求実務等、会計実務能力の向上を図る。 (2) 会計入門研修会 会計の学習を全く行っていない者が対象に、講義・演習を通じて、複式簿記の考え方や会計の入門的学習を行い、基礎的な会計処理能力の取得を図る。	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等	1回	500人	6ヵ月 〔面接授業3日〕	①29.10.21(土)～10.23(月) ④29.12.9(土)～12.11(月) ②29.11.11(土)～11.13(月) ⑤29.12.17(日)～12.19(火) ③29.11.24(金)～11.26(日)
7	都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	1回	200人	3日	29.8.5(土)～8.7(月)
8	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	29.8.26(土)～8.28(月)
9	都道府県・指定都市社会福祉協議会新任職員研修会	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	60人	3日	29.10.15(日)～10.17(火)
10	都道府県・指定都市社会福祉協議会新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1回	60人	3日	30.2.11(日)～2.13(火)
11	職場研修担当者研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の職員で研修企画・運営に携わる者 福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を習得させる。 (1) 施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者 (2) インストラクター養成コース 「福祉の「職場研修」担当者養成コース」インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	2回 1回	各60人 60人	3日 3日	①29.7.10(月)～7.12(水) ②30.2.5(月)～2.7(水) 29.7.10(月)～7.12(水) 施設職員コース(第1回)と同時開催
12	スーパービジョン研修会	社会福祉法人等が経営する施設等の指導的立場の相談職員、介護職員、保育職員等(グループリーダー、主任、係長、部課長等)	1回	100人	3日	30.1.18(木)～1.20(土)
13	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する指導者養成課程修了者で現に「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の指導歴がある者 施設長等の運営統括責任者に就いている役職員であり、かつ本課程「管理職員コース」の修了者等	1回	36人	2日	29.11.12(日)～11.13(月)
			1回	60人	2日	29.12.18(月)～12.19(火)

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成29年度(案)）

平成29年1月12日 現在

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設、老人福祉施設、老人福祉施設）の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるように、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設、老人福祉施設）の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	200人 (各100人)	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるように、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し、自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	100人	3日間
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	福祉事務所長（情報交換・グループワークを含む全カリキュラムに参加できる者）	80人	3日間
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市及び福祉事務所において、生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、自立支援プログラム等の効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅の児童福祉司又は児童心理司が、児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携に充実に、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上5年以下の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方	60人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の充実に向け、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員（所長や相談指導員等）が、女性保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とします。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員（婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の相談指導員等）	25人	3日間
ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、政令市及び中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者 (2) 都道府県、政令市及び中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	100人 (1)50名 (2)50名	2日間
〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/				